

在外投票制度、早急な改善を

海外有権者ネットワーク・日本
代表 若尾龍彦
Wakao, Tatsuhiko

8月の衆議院議員選挙で政権交代が実現し、人々は自分たちの1票で政治が変わることを実感した。16年前の1993年、日本に細川政権が誕生し、海外在住者の間でも同じように「もしかしたら日本の政治が変わるかもしれない」という期待感が高まった。ところが当時の公職選挙法では海外から投票ができない。憲法では満20歳以上の日本国民に参政権を保証しているが、公職選挙法は昭和25年の制定で、当時は誰も現在のように百万人を超える日本人が海外に住み活躍するなど想像もできなかったのだ。

海外からの視点を国政に！

海外に住むと日本が客観的に見える。そして母国の動きは海外在留邦人の生活やビジネスに直接・間接に影響を及ぼす。私たち海外在住者は、海の外からしばしば国際常識に外れる日本の政治を歯がゆい思いで見つめてきた。「海外からの視点を国政に！」と私たちは1994年から在外投票制度の実現運動を始めた。署名を集め衆・参両院議長へ請願、首相や各省庁・国会議員への陳情、人権救済申立てなど、あらゆる手段を経て最後は国を訴えた。最高裁の違憲判決を受けて、ついに2007年の参議院議員選挙より比例代表だけでなく選挙区選挙も含むすべての国会議員の選挙に投票できる在外投票制度が実現した。

ところが予想に反して選挙人登録は伸び悩み、投票率は上がらない。今年8月30日の衆院選では、推定海外有権者81万4000人のうち、

選挙人登録者は11万6000人(14.3%)、投票者(比例代表)は2万8849人(対登録者24.9%、対推定海外有権者3.5%)だった(表)。在留邦人の投票意識も問題だが、現行の制度が海外の実情に合わず不便なためと考えられる。

在外投票の仕組みと問題点

在外投票にはまず在外選挙人登録をしなければならない。具体的には下記の手続きを経る。

- 1) 在外公館で選挙人名簿登録を申し込む
 - 2) 在外公館は外務省に申請書を送付
 - 3) 外務省は転出届けのあった市町村選挙管理委員会に照会
 - 4) 市町村選挙管理委員会は選挙権の有無を確認して「選挙人証」を発行し本人へ送付
- 実際の在外投票は、在外公館投票、郵便投票、帰国投票の3通りがある。

(在外公館投票)

- 1) 選挙人証と免許証など本人確認のできる書類を持って在外公館の投票所へ
- 2) 投票用紙を受け取り記入して投票
- 3) 在外公館は投票された投票用紙をまとめ、「クーリエ」と呼ばれるシステムにより領事の1人が外務省へ運ぶ
- 4) 外務省から投票日まで市町村選挙管理委員会へ届ける
- 5) 投票日当日、各選挙管理委員会で開票

■問題点：①投票所が限られ、投票に行ける人が少ない。②クーリエで運ぶため投票期間が

近年の在外選挙における投票実績

| | H13 年参院選 | H15 年衆院選 | H16 年参院選 | H17 年衆院選 | H19 年参院選 | H21 年衆院選 |
|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------------------------|----------------------------|
| 在留邦人数 | 811,712 | 873,641 | 911,062 | 961,307 | 約 1,064,000 | 約 1,086,000 |
| 推定有権者数 | 約 609,000 | 約 655,000 | 約 683,000 | 約 721,000 | 約 798,000 | 約 814,000 |
| 在外選挙人名簿登録者数 | 約 73,700 | 約 73,700 | 約 80,900 | 約 82,700 | 約 102,600 | 約 116,000 |
| 投票者総数 | 22,054 | 11,749 | 20,640 | 21,366 | 比例代表 24,187 選挙区 23,608 | 比例代表 28,849 小選挙区 28,161 |
| 在外公館投票者数 | 10,554 | 7,094 | 16,965 | 18,285 | 比例代表 19,996 選挙区 19,514 | 比例代表 24,325 小選挙区 23,769 |
| (在外公館投票)実施公館数 | 166 | 165 | 194 | 195 | 200 | 209 |

限られる(今回は公示日の翌日 8 月 19 日から 24 日まで、投票日の 6 日前に締め切り)。

〈郵便投票〉

- 1) 投票者は「選挙人証」を添えて郵送で自分の選挙管理委員会へ投票用紙を請求
- 2) 選挙管理委員会は名簿を確認して投票用紙を「選挙人証」と共に郵送
- 3) 受け取ったら投票用紙に記入して選挙管理委員会へ郵送

■問題点：①投票までに一往復半を要し日数がかかる。②郵送代は本人負担。③投票が期日までに届いたかどうか確認できない。④投票者に手間と時間がかかる。

今回の在外投票の実態を比例代表への投票で見ると、在外公館での投票が 84.3% を占め、郵便投票や日本での投票はわずかに 15.7% に過ぎず圧倒的に公館投票の方が多い(表参照)。郵便投票は投票者にとって手間と負担が大きくて投票意欲を削ぎ、在外公館投票は投票所の数が少なく、行ける人が限定される。カリフォルニアを例にとれば、日本の 1.1 倍の土地にロサンゼルスとサンフランシスコだけ、北海道から沖縄までで投票所が 2 か所しかないことになる。投票の実を上げるためには、その実情に沿った制度が必要である。外務省・総務省は早急に何が制度改正に必要なかの調査をおこない、改正に着手すべきである。参考までに、私たち

が考える当面の制度改善目標を以下に示す。

〈当面の制度改善目標〉

- 1) 選挙人登録の簡素化(転出届け時に用紙配布、在留届時に登録を義務化)
- 2) 投票所の増設(民間提供の場所・ボランティアの活用)
- 3) 在外公館投票はファックス、または電子投票で(投票期間の延長)
- 4) 郵便投票の簡素化

私たちは以上の実情に鑑み、制度の改善を目指して「海外有権者ネットワーク」(現時点で 14 カ国 17 都市)を構築し運動を続けている。幸い昨年 5 月には、超党派の国会議員で「在外投票を推進する議員連盟」が結成された。私たちは世界各地の海外有権者ネットワークと議員連盟とをつなぎ、海外各地の事情を伝えていながら制度改善に取り組みたい。世界はグローバル化が進み、国の経済や国民の生活が一国だけでコントロールできる時代は過ぎた。特に日本は資源小国で貿易に頼る割合が多く、国際社会でのプレゼンスが重要だ。「海外の視点を国政に！」は国にとっても重要で、在外投票を推進することは大きな意味があるといえよう。同時に、在外投票に比較的無関心な駐在員や留学生の意識改革も望まれる。海外にいるからこそできる在外投票、あなたの 1 票で国を変えよう。
〔海外有権者ネットワーク・日本〕www.jovnet-japan.org/ ■